

令和 6 年 9 月 13 日

審査結果報告書

朝来市議会議長 森田 龍司 様

朝来市議会政治倫理審査会
委員長 藤 原 正 伸

令和 6 年 5 月 1 日付けで審査の付託を受けた件（朝議第 28 号及び朝議第 29 号並びに朝議第 30 号）について、朝来市議会議員倫理条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 審査の請求の対象となる議員の氏名 吉田 俊平
- 2 審査の請求の対象となる事由の該当条項及び内容

（朝議第 28 号）朝来市議会議員倫理条例第 3 条第 1 項第 1 号

令和 5 年 12 月 25 日の第 15 回朝来市議会定例会における発議第 11 号朝来市小規模企業等振興条例の制定についての審議中の松井道信議員に関する不当発言

（朝議第 29 号）朝来市議会議員倫理条例第 3 条第 1 項第 1 号

令和 5 年 2 月 10 日の産業建設常任委員会における藤本邦彦議員に関する虚偽発言及び名誉毀損発言

（朝議第 30 号）朝来市議会議員倫理条例第 3 条第 1 項第 1 号

令和 5 年 2 月 10 日の産業建設常任委員会における一般社団法人よふどの惠及び同法人理事細見守に関する虚偽発言及び名誉毀損発言

- 3 審査の結果

（朝議第 28 号）朝来市議会議員倫理条例第 3 条第 1 項第 1 号に違反する事実を認定した。

（朝議第 29 号）朝来市議会議員倫理条例第 3 条第 1 項第 1 号に違反する事実を認定した。

（朝議第 30 号）朝来市議会議員倫理条例第 3 条第 1 項第 1 号に違反する事実を認定した。

4 必要と認める措置

(朝議第 28 号) 公開の議場における議長からの嚴重注意及び対象議員による謝罪文の朗読

(朝議第 29 号) 公開の議場における議長からの嚴重注意及び対象議員による謝罪文の朗読

(朝議第 30 号) 公開の議場における議長からの嚴重注意及び対象議員による謝罪文の朗読

なお、いずれの事案についても、①議場における措置後の議長等による記者発表②審査結果の議会だよりによる公表③審査結果のケーブルテレビ放送による公表を行い、審査請求者の名誉回復に資すること。

5 各付託案件の審査の経過と結果

(共通事項)

(1) 審査会の構成

委員長 藤原 正伸 副委員長 水田 文夫
委員 横尾 正信 加藤 貴之 嵯峨山 博 湊本 稔

(2) 朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第1号の解釈、運用について

本条項号が定める規範は、第2号以下の規範に比べ、包括的な規定の仕方になっており、解釈が一義的に定まらず多岐にわたる可能性があり、また運用者の裁量に大きく依存するため、適切に運用されない場合には結果の妥当性を損なうリスクがある。

また、議員には、本議会や委員会における発言について、発言自由の原則が認められる。議員の正当な活動を制限することのないように注意しなければならない。その一方で、発言自由の原則にも限界があり、名誉毀損や誹謗中傷、差別的な発言など、発言自由の原則が議員に認められている趣旨にそぐわないものにまで保障されるわけではなく、その均衡を図っていく必要がある。

従って、本条項号を具体的事例に適用する際には、他の同様の事例にも対応できるような客観的な行為規範を定立することが非常に重要であり、それによって恣意的な判断を防止し、公平性と予見可能性を担保しなければならない。

本条項号は「市民全体の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為」を禁じている。

一般に品位とは、気高さや上品さ（礼儀や節度）に富む様をいう。これを、議員の地位に照らして具体化すると、「品位」とは、①公平、公正、誠実に職務を遂行すること。②他の議員や市民に対して敬意を持ち、礼儀正しい態度で接すること。議論や意見の違いがある場合でも、冷静で建設的な対話を心掛けること。③公職者としての倫理観を持ち、自分の発言や行動に責任を持つこと。であり、「名誉」とは、このような品位を保った行動と説明責任を果たすことにより得られる市民の信頼と尊敬であると言える。本条項号は、このような「品位を保持し名誉を保つこと」を要求している。

これらのことから、本件の審査に際して本審査会が「品位と名誉を損なう」と考える議員の行為（発言）は、次のようなものである（これらに限る趣旨ではない）。

- ①根拠が不明確である発言や事実と異なる発言。
- ②根拠のない悪口を言って相手を傷つける誹謗中傷などの名誉を毀損する発言。
- ③社会一般にハラスメントとされる行為（発言）。
- ④意見や批判の発表に必要な限度を超えて必要以上に不快感を与える発言（判例）。

(3) 朝来市議会議員倫理条例第5条第3項の要件について

付託第29号について、条例第5条第3項の要件を充たすか否かを確認した。

同条項は「第1項の規定による審査の請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して1年以内に行われなければならない。ただし、特別な事情があると認められるときは、この限りでない。」と規定する。付託第29号で審査の請求の対象とされる

事由は、令和5年2月10日に開かれた産業建設常任委員会における発言で、その審査の請求は、令和6年4月2日に行われている。

しかしながら、審査請求者が指摘するとおり、令和5年2月10日開催産業建設常任委員会の会議録が公開されたのは令和5年8月23日であり、それより前に請求の対象となる発言があったことを知り得なかったことから、同条項ただし書に該当する請求として有効と判断する。

付託第30号についても同様である。

(朝議第28号)

(1) 確認された事実とその評価

① 後掲会議録抜粋1について

㊦ 「委員の資質もどうか」という発言は、委員としての適性や能力の欠如を公然と批判するものであり、会議の場でこのような発言がなされることは、相手に対する強い不満を表現するものである。このような批判的な発言は、相手の人格や能力に対する直接的な疑問を提示するものであり、それが単なる個人攻撃ではなく正当な議論の一環として認められるためには、相手の適性や能力を疑うべき具体的根拠が存在し、その根拠が第三者から見ても合理的であると認められる必要がある。これらの条件が満たされない場合、そのような発言は議会の秩序を乱すものであり、不適切であると言わなければならない。

㊧ 根拠の第1は、「前委員会で全会一致で内容が確認されて、市民へのパブリックコメントを行ったけども、その後の変更についてはパブリックコメントを行っていない。(略)市民のパブリックコメントを取らずに勝手に変更されて手続上、それはパブリックコメントとしては公表されてるんですか、変更したということ。されてるんですかね。してないんですね。してなければ、こう変えますというようなパブリックコメントが成案で変える内容についてパブリックコメントをこう変えましたというようにしないといけないと思うんですけど、そういう手続を経てないということですね。経ずに勝手に委員会が決めた(略)。パブリックコメントを取った、結果について変更せずに、変更した内容について、また公表もせずに勝手に委員会が変えるというパブリックコメントの手続というのは、私は過去見たことがないんですけども、そういうことを議会で勝手に委員会で行われた。」との発言である。

これは、条例案について、委員交代前の委員会で全会一致で内容が確認され、市民からのパブリックコメントも受けたが、委員交代後の委員会での変更についてはパブリックコメントが行われず、変更内容の公表もされておらず、委員会が独断で変更を行ったと、手続きに問題がある旨を指摘し批判するものである。

しかしながら、パブリックコメント手続実施規程に基づく、パブリックコメントに基づいて条例案を修正した場合にのみ、その修正内容や理由を公表する義務がある。したがって条例案の変更がパブリックコメントに基づくものでない本件の場合、その変更内容を公表しないこと自体は規定に違反するものではなく、また条例案の変更後に再度パブリックコメントを行うかどうかは委員会の判断に任される事項で

あり、いずれの批判も当たらない。

また、経験豊富な議員が、「過去見たことがない」、「勝手にやられた」などと発言することは、委員会が不適切な行為を行ったと強く示唆して、市民に誤解を招き、委員会のプロセスに疑念を抱かせるもので、それ自体も適切な議論の範囲を逸脱する不当な発言と言わざるを得ない。

パブリックコメント手続については、さらに後掲会議録抜粋2及び3の発言がある。

この批判意見は、パブリックコメントを実施した後に当初の案文が変更されたことに対して手続上の問題を指摘している。具体的には、市民がパブリックコメントを行った内容が変更されると、市民に対して議会や委員会が不適切である、もしくは勉強不足であるという誤解を与える可能性があるとして述べている。また、議会は立法府であり、制定した条例や手続きを遵守する義務があるため、パブリックコメントを経ずに内容を大幅に変更することは問題であると主張している。

またパブリックコメントの実施要綱に従い、実施機関が政策案を修正した場合、その修正内容と理由を公表する義務があり、議会もパブリックコメントを実施している以上、この規程に準じて修正内容と理由の公表が求められること、パブリックコメントを実施したのは議長であり、議会全体がその責任を負っているため、個々の委員の許可や判断ではなく、議会としての対応が必要であり、修正手続き等には公表義務が伴うと主張している。

しかし本件においては市民からパブリックコメントの意見はなく、その後の条例案の変更も、委員会において関係部署との協議を踏まえた軽微なものとの認識であることから、手続は規程に従った正当なものであり、何ら問題はない。それにも関わらず、こうした手続を承知しながらパブリックコメントを経ずに内容を大幅に変更したような批判意見を議会で主張することは、委員会が例規に違反したかのような誤解を市民に与える恐れがあり、根拠のない疑惑を生じさせ、委員会の信頼性を損なう不適切な発言と考えられる。

また、「パブリックコメントの実施規程を見れば一目瞭然で、修正を行ったときには公表する義務が、理由と内容について説明する義務が発生している」との批判であるが、自身がその直前に「意見により政策等の案を修正したときは当該修正の内容及びその理由を公表しなければならないと、このように書いてるんです。」と読み上げているとおり、パブリックコメント手続実施規程第7条第2項は「当該意見により政策等の案を修正したときは」と規定しており、提出された意見に基づかない修正には公表の義務は生じない。

さらに、実際には、産業建設常任委員会で議論されている条例案がパブリックコメントに付されているのであり、議長や議会全体がその内容に関して直接責任を負うというわけではない。委員会で検討される条例案に対しては、委員会の委員が主に関与し、パブリックコメントは、あくまで委員会の段階で市民の意見を募集する手続であり、その段階での責任は委員会にある。議会全体の責任として扱われるのは、本会議での採決が行われた後の段階であると理解すべきであり、条例案がパブリックコメントに付される時点では、委員会の委員でない議員はその内容に関与しておらず、本会議に上程されるまで議論に参加できないため、「議会全体がその責任を負う」という見解は誤解を招く誤った主張である。

従って、いずれも誤った認識に基づいた批判であり、合理的な根拠に基づかない発言である。かかる発言は建設的な議論の妨げとなるため厳に慎むべきである。

なお、パブリックコメント手続実施規程の解釈及び運用についての秘書広報課回答では、一旦パブリックコメントまで到達した条例案をその後提案者が自発的に修正するような事態が生じないよう周到に審議すべきと示されていることから、本発言はそのような一般的なパブリックコメントに対する認識を元にした主張であり、正当な議論の一環であるとの少数意見（加藤委員）がある。

- ㊦ 根拠の第2は、「この前委員さんは、ここにいらっしゃる日下委員長、そして水田議員、そして松井議員がいらっしゃったと思うんですけども、これらの方は前回の意見で賛成されてるはずなので、これを変更するという手続になると、これはそのときの賛成をほごにすると。内容が変わるとはそういう意味なんですけど、そういうことですか。（略）一般会議で当局からは、この内容について確認していただいた上で、委員会で全会一致の可決したはずなんで、途中で変わると。ましてや同じ委員さんが1か月を経ずに、内容の変更を認めると。そして決まったことをほごにしてしまうということ」との発言である。

これは、委員交代前の委員会で全会一致で賛成された条例案が委員の交代後に変更されたことに関して、以前から委員であった者が短期間で内容の変更を認めることは、「決まったことをほごに」するものであり、そのような行為は委員の資質に問題があると批判するものである。

「決まったことをほごに」という強い言葉の非難は、それが誤解や事実誤認に基づく批判である場合には、議会の秩序を乱す不適切な発言とみなされてもやむを得ない。

ところで、一旦委員会で合意された条例案であっても、最終的に本会議に上程されるまでの間に修正が加えられることは、委員会の役割として正当なプロセスである。特に委員が交代し新たな委員が加わった場合、その委員の意見を反映して内容を調整することは、より包括的でバランスの取れた合意を形成するために必要な手続きである。ゆえに委員が過去に賛成した内容を変更することは、その委員の資質に問題があることを示すことにはならず、むしろ、状況が変わったり新しい視点が得られたりした場合に柔軟に対応して意見を見直し、新たな合意を目指すもので、委員としての職責を全うする正当な態度である。

また、委員会が行った変更は、委員交代前の委員会での合意を明文化し、その意見を反映するもので、そもそも決まったことをほごにしたという批判は当たらない。この批判は過剰な反応で個人を攻撃するような言動であり、それ自体も不当である。

なお、この点については、これらが議案についての産業建設常任委員長との質疑応答の中で意見が交わされているものであることから、正当な議論の一環と考える。また、決まったことをほごにするという発言は批判的発言ではあるが、それ自体が倫理基準に抵触するほど強い発言とまでは言えない、とする少数意見（加藤委員）がある。

また、数々の問題視すべき発言は確認されるものの、倫理基準違反と認定するには至らないとする少数意見（渕本委員）がある。

- ㊧ 以上のことから、いずれの根拠も合理性は認められず、これらを基に会議の場で「委員の資質もどうか」と公然と批判することは、正当な議論の一環とは認められ

ない（多数意見）。

- ④ また、これらの発言が相手の議員としての社会的評価を不当に損なうものであることは明らかであり、名誉を毀損する発言としても倫理規範に違反する（多数意見）。

なお、この点については、正当な議論の一環であって名誉毀損には当たらないとの少数意見（加藤委員）がある。また、特定の議員を特定した発言がなく、名誉毀損とするには不十分であるとの少数意見（渕本委員）がある。

② 後掲会議録抜粋4について

- ㊦ この批判が正当な議論の一環として認められるためには、①と同様、具体的根拠に基づいた発言であって、その根拠が第三者から見ても合理的であると認められるものである必要がある。

- ④ この批判は、産業建設常任委員会の会議録に、松井議員が「条例を改正するかどうかを正副委員長に検討してもらいたい」と提案したことが記録されており、このことについて、議員（委員）が条例の改正の可否を正副委員長に全権委任することは許されず、議員個人が自分の採決や発言を他の議員に任せることはできず、条例の改正や削除に関する意見は各議員が自ら述べるべきであると強調している。

しかし、実際は、本会議上程前の条例案の軽微な修正について、その内容については委員全員の意思が一致している中で、文言等の調整を正副委員長に預け、そのことに他の委員が同意していることが読み取れ、全権委任との批判は当たらない。委員会全体が軽微な修正に同意し、最終的な文言調整を正副委員長に委ねることは、全権委任とは異なり、むしろ委員会全体の合意を尊重した効率的なプロセスである。そのような背景を無視して、全権委任だと批判するのは、合理的根拠を欠いて市民に誤解を招く不誠実な発言であり、不適切である。

- ㊧ 以上のことから、発言の根拠に合理性は認められず、これらを基に会議の場で「全権委任」と公然と批判することは、正当な議論の一環とは認められない。また、この発言が相手の議員としての社会的評価を不当に損なうものであることは明らかであり、名誉毀損の発言であるとも言える（多数意見）。

なお、この点については、微修正の判断を委員長に委任することは他の委員会でも慣例的に行われており、これを大げさに問題視していることは不適切だが倫理基準違反と認定するには至らない。また、特定の議員を特定した発言がなく、名誉毀損とするには不十分である、との少数意見（渕本委員）がある。

- ④ 以上のことから、①については賛成多数（賛成：水田委員、横尾委員、嵯峨山委員／反対：加藤委員、渕本委員）で議員倫理条例違反を認定する。②については賛成多数（賛成：水田委員、横尾委員、加藤委員、嵯峨山委員／反対：渕本委員）で議員倫理条例違反を認定する。

(2) 審査請求対象議員の弁明 なし

(3) 必要と認める措置

- ①公開の議場における議長からの厳重注意及び対象議員による謝罪文の朗読

- ②審査請求者の名誉回復に資するために
 - ㊦議場における措置後の議長等による記者発表
 - ㊧審査結果の議会だよりによる公表
 - ㊨審査結果のケーブルテレビ放送による公表

(朝議第 29 号)

(1) 確認された事実とその評価 後掲会議録抜粋 5 について

① これらの発言は、特産物振興事業に関する産業建設常任委員会の所管事務調査において資料として示された農産物販路拡大業務の取組フロー図（以下、フロー図）の中間事業者の位置に、「よふどの恵」が記載されていたことに対する批判で、議員が、以前に本会議で「よふどの恵」と学校給食センターの契約栽培に関する話が進んでいると発言しており、その発言が現実のものとなったことで、その議員が何らかの形で関与しているとの確信を示し、それは政治倫理条例に違反する行為で厳しい処罰が求められると主張するものである。

② しかしながら、本会議の会議録に指摘のような発言の記録はなく、また、審査請求対象議員が特に主張する令和 2 年 9 月 16 日予算決算特別委員会文教民生分科会の会議録中にも、指摘のような発言は記録されていない。

議員が本会議で特定の発言をしたと断定しながら、その発言が実際に存在せず、事実無根の主張であったわけで、発言者は虚偽の事実を基に他の議員を誹謗中傷したことになる。また、発言者は、他の議員が市と特定の事業者との契約に関与していると主張し、それが議員倫理条例に違反すると指摘している。しかし、この主張が事実に基づかない以上、無根拠な告発を行ったことで他の議員の信用を傷つける結果を招いている。委員会における発言は公的なものであり、その影響力は大きい。これらの発言は議会内での発言自由の範囲を超え、市民に誤解を与え、議会への信頼を損なう行為である。

③ 以上のことから、全会一致で議員倫理条例違反を認定する。

(2) 審査請求対象議員の弁明 なし

(3) 必要と認める措置

①公開の議場における議長からの厳重注意及び対象議員による謝罪文の朗読

- ②審査請求者の名誉回復に資するために
 - ㊦議場における措置後の議長等による記者発表
 - ㊧審査結果の議会だよりによる公表
 - ㊨審査結果のケーブルテレビ放送による公表

(朝議第 30 号)

(1) 確認された事実とその評価

① 後掲会議録抜粋 6 について

- ㊦ この発言は、「よふどの恵」が市の事業に関与することに対する強い反対の意を示すものだが、「よふどの恵」が市とは無関係な個人の一般社団法人であるため、市がこの団体を市の事業に関与させ、市の仕組みを利用して利益を得ることを許すことは問題であると批判する。

また、市内には既にいくつかの直売施設が存在し、市の関連施設としてそれぞれが直売を行っていることに言及しながら、「よふどの恵」のような団体を市の事業に関与させることは問題だとしている。

- ㊧ しかし、「よふどの恵」の理事長の説明によれば、「よふどの恵」は与布土地域自治協議会の一部として農業振興や観光事業を担当し、当該自治協議会と密接に連携し、当該自治協議会の活動に参加し、事業の進捗も当該自治協議会に報告するなど、当該自治協議会と相互依存関係にある法人である。

市の認識も同様で、当該自治協議会の中に組織された一般社団法人「よふどの恵」は当該自治協議会が主体となっている団体で、当該自治協議会と一体的に活動している旨の報告を議会にしている。

このように、「よふどの恵」は当該自治協議会の一部として活動しており、当該自治協議会との密接な連携があり、当該自治協議会が主体となっている団体であることが議会に報告されている事実がある実状を前提にすると、「よふどの恵」を市とは無関係な個人の団体とし、この団体が市の事業に関与することで利益を独占するのではないかと懸念した発言は、「よふどの恵」の性格や活動内容についての誤った認識に基づいて「よふどの恵」が不適切に行政に関与しているという印象を与えるものである。

- ㊨ 従って、この発言は、事実と反して誤解を招く発言であり、また、「よふどの恵」の社会的信用や評価を傷つける発言として、議会への信頼を損ね、関係者の名誉を毀損する不適切な発言である（多数意見）。

なお、この点については、フロー図が不適切であることを指摘するための発言であり、事実と異なる点はあるが、倫理違反の基準には達しておらず、また、報道等により関係者の社会的信頼を貶める結果が生じているとしても、この発言自体は名誉毀損の発言には当たらないとの少数意見（加藤委員）がある。

また、この発言の根底に相手方についての事実誤認や誤解があり、後に直接謝罪していることや、フロー図についても誤解があったこと等から感情的な言動となったもので、倫理基準違反には当たらないとの少数意見（淵本委員）がある。

② 後掲会議録抜粋 7 について

- ㊦ この発言は、「自治協（自治協議会）」が市の関連団体であり、市から補助金を受けているが、「よふどの恵」には市からの補助金が出ていないため、市とは無関係な組織であるとの主張である。

また、「よふどの恵」の代表者にも触れ、行政と無関係な団体を市の事業の仕組み

の中に組み込むべきではないと強調している。

- ④ しかし、「よふどの恵」の団体としての性格は前述の通りである。また、細見氏は「よふどの恵」の理事ではあるが、代表者ではない。

この批判は合理的な根拠を欠いており、無用な懸念に基づいた不適切な批判である。

また、細見氏が「よふどの恵」の代表を務めているとの誤った情報を発信した上で、市が「よふどの恵」に有利な仕組みを作ろうとしていると示唆する発言は、細見氏の公正さや誠実さに疑問を投げかけるものであり、その社会的信用や評価を傷つける発言である。

なお、フロー図に関しては、一方的に資料を不正の証拠と決めつけ強く非難しているが、資料に疑義がある場合には、まずその内容や背景など資料の記載についての説明を求め確認することが、議員としての責任ある態度である。これを怠った本件では、誤った前提に基づいて議論を進め、議論全体が偏った方向に流れたことがうかがえる。誤解を避け、適切な対応をすべきであった。

- ⑤ 従って、この発言は、事実と反して誤解を招く発言であり、また、「よふどの恵」や細見氏の社会的信用や評価を傷つける発言として、議会への信頼を損ね、関係者の名誉を毀損する不適切な発言である（多数意見）。

なお、この点については、①におけると同様の少数意見（加藤委員）（湊本委員）がある。

- ③ 以上のことから、①及び②については賛成多数（賛成：水田委員、横尾委員、嵯峨山委員／ 反対：加藤委員、湊本委員）で議員倫理条例違反を認定する。

(2) 審査請求対象議員の弁明 なし

(3) 必要と認める措置

①公開の議場における議長からの厳重注意及び対象議員による謝罪文の朗読

②審査請求者の名誉回復に資するために

⑦議場における措置後の議長等による記者発表

⑧審査結果の議会だよりによる公表

⑨審査結果のケーブルテレビ放送による公表

資料

令和5年第15回（定例）朝来市議会会議録（第5日）令和5年12月25日（月曜日）

会議録抜粋1

「ちょっと今よく分からないことをおっしゃったんですが、議会への報告について前委員会で全会一致で内容が確認されて、市民へのパブリックコメントを行ったけども、その後の変更についてはパブリックコメントを行っていない。そして、この前委員さんは、ここにいらっしゃる日下委員長、そして水田議員、そして松井議員がいらっしゃったと思うんですけども、これらの方は前回の意見で賛成されてるはずなので、これを変更するという手続になると、これはそのときの賛成をほごにすると。内容が変わるとはそういう意味なんですけど、そういうことですか。そして、そのほごされたものが市民のパブリックコメントを取らずに勝手に変更されて手続上、それはパブリックコメントとしては公表されてるんですか、変更したということ。されてるんですかね。してないんですね。してなければ、こう変えますというようなパブリックコメントが成案で変える内容についてパブリックコメントをこう変えましたというようにしないといけないと思うんですけど、そういう手続を経てないということですね。経ずに勝手に委員会が決めたとということですか。これ一般会議で当局からは、この内容について確認していただいた上で、委員会で全会一致の可決したはずなんで、途中で変わると。ましてや同じ委員さんが1か月を経ずに、内容の変更を認めると。そして決まったことをほごにしてしまうということは、これは委員の資質もどうなのかなと思いますけど、この手続上、事務局こういう手続でいいんですか。総務部長、こういう手続でパブリックコメントを取った、結果について変更せずに、変更した内容について、また公表もせずに勝手に委員会が変わるというパブリックコメントの手続というのは、私は過去見たことがないんですけども、そういうことを議会で勝手に委員会でやられたということですか。そういう理解ですか。よろしいんですか。」

会議録抜粋2

「私は手続論の話をしてるんですよね。要はこの条文がどうこうとか、法制内容がどうこうと言ってるわけじゃないんです。この案文でいいですねという確認取って、それをパブリックコメントに市民の方に付したと。そうすると市民の方はそれに対してパブリックコメントを回答しているわけですよね。その回答で結果を経てパブリックコメントを成案として回答するんであって、パブリックコメントをかけた内容が間違ってたということになると、この委員会や議会が間違ってる、不適切もしくは勉強不足、こういうふうに市民の方は理解すると思いますし、パブリックコメントの手続上、こういうことが認められますと、議会は立法府ですから、条例や手続を制定して、なおかつ、それを遵守する義務があると思います。したがって、当局がパブリックコメントをして、内容を大幅に変える、もしくは修正を変えるというのをパブリックコメントの手続を経ず、勝手に変えた場合どうなりますかね。それを議会や委員会がやるということは非常におかしいことになると思うんですけども、手続上問題ありませんか。私は問題があるんじゃないかなと思うんですけど、違いますでしょうか。パブリックコメントの手続はどうなってますか。教えてください。」

会議録抜粋 3

「それでは、お話しさせていただきますけども、皆さん、ちょっとパブリックコメントの実施要綱規程を見させていただきたいと思います。これを見れば一目瞭然なんですよね。これを見ただくと、意見の処理、第7条、実施機関は、提出された意見を考慮して政策等の意思決定を行うものとする。2、第2項、実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び実施機関の考え方を公表するとともに、当該意見により政策等の案を修正したときは当該修正の内容及びその理由を公表しなければならないと、このように書いてるんです。これは、確かに実施機関に対して対象としておりますんで議会は対象になっておりません。ただし、議会がパブリックコメントを行ったというのは、これはここの規程に準じて実施しております。したがって、この修正を行ったときには公表する義務が、理由と内容について説明する義務が発生しております。そこを問うているわけです。それが1点。それから、横尾議員が、これは議員にお願いしないといけないのかと。委員会で勝手にできないかとおっしゃったんですが、これ誤解されては困るんですけども、パブリックコメントを実施したのは議長です。議会の行為としてパブリックコメントを実施機関の長としてされております。ですから、議会全体がその責任を負うてるわけです。それを私でもないでしょうし、ほかの委員という個人的な許可がいるという発言ではなかったでしょうが、対外的には議会がパブリックコメントを取るということは、議会の成案を市民に示すということです。その反応がなければ、そのままいくか、もしくは修正手続であればこういう公表の手続を経ないといけないということを申し上げてるんです。」

会議録抜粋 4

「松井さんが侮辱だとおっしゃいますけども、これ産建委員会の会議録を見させていただきました。そうすると、松井議員のほうから御提案がありました。これは意見交換の際にどのような提案をされたかという、ここの条例を改正するかしないかを含めて、正副委員長で御検討くださいと、こういう発言でありました。議会が、もしくは議員が決議するのに、その条例の改正すべきか、改正すべきじゃないか、その内容について全権委任するということはあり得ないわけなんです。この条例を改正する内容についてそれを委任すると。内容について法制的な文言で修正してくださいと、こういうふうな委任の仕方があります。ただし、その条例を改正するか、改正しないかを含めて正副委員長にお願いしますと、このように発言されているわけです。そんなことは議会で許されないんです。採決するときに他の議員に私の分の採決してくださいとにならないわけです。意見を言うときに他の議員に私は全権委任しますから、あなたが発言してくださいってことにならないわけです。議会としてその部分を条例改正するかしないのか、附則をつけるのかつけないのか、パブコメで出した成案としての案を削除するのでは削除すべきだと、こういう意見を言わないといけないと思います。そういうことを申し上げていますので(「問題のすり替えだろ」と呼ぶ者あり)全然すり替えじゃありません。(「すり替えてるよ」と呼ぶ者あり)全然すり替えじゃありません。横尾議員は、議会、誰かの責任で許可取らない、議長が許可出してパブコメを市民に出された。これ市長が変わっても同じことが起きますよ。実施規程は実施機関の長として個人に属人的について回る権限じゃないんです。議会としての行為なんです。ですから議長が発布したパブコメについては、議長が責任を負いますし、その議長を構成している議会が責任を負うということでもありますので、御理解いただきたいと思います。」

会議録抜粋5

「本会議である議員が言いました。今、よふどで学校給食センターと契約栽培の話が進んでるって言って、一般質問中、言ったんです。ああ、何かやっとなるなど、僕は分かりました。まさにそうってますよ、これ。」との発言、及び「よふどの恵がなぜここに入ったか。どういう調整したんだって。これに議員かかってたら、もう働きかけで、もう一発で政治倫理条例違反で首ですよ。で、それをまた本会議中に言っているから、その議員は分かってるんですよ、名前。学校給食センターに納入してくれと、よふどのものを納入してくれと、もう既に話ができると言って、本会議中に言ってるんですよ。実際こうなっちゃったら、そのときはたわ言で済むかもしれんけど、今度形になっちゃったら、もう蓋然性が高過ぎて、働きかけするというか、だからもうこれ、政治倫理条例違反になっとなると思います。その議員が絶対関与してます。」

会議録抜粋6

「このよふどの恵っていうのは、僕は個人の団体やと思ってるので、個人の、要は市としては全く関係ない団体やと思ってます。一般社団法人で法人格取られて、市の第三セクターでもなければ出資法人でもない、そこを市の仕組みの中に放り込むっていうのは、これはちょっとまずいです。こんなことやり始めたら、どこかの業者呼んできて、市がもうかる仕組みつくってもうけてくださいと言ったら、それはやったらあかんことなんですよ、これ。これ、まほろばも、まほろばで直売やってるんです。で、JAはJAで直売やってるんですよ。山城、山城で、JA、直売やってるんです。フレッシュあさごもやってる、ふるさと道の駅あさご、村おこしセンターもやってる。直売、やってるんですよ。市の関連施設は無視して事業者を、訳も分からん人は呼んでくると、まあ訳の分からんと言うたら、ちょっとそれは撤回して謝罪しますが、これ駄目です、こんなことしたら、絶対。」

会議録抜粋7

「自治協っていうのは市の関連団体ですよ、これは。出資してますし、最初の言いかかりはうちなので、ある程度補助を出してますけど、よふどの恵には、うちは補助金出してないはずですよ。で、うちには全く関係のない組織です。団体はこの前会った細見さんですよ、代表を、私がやってくれって言って、一般会議のときに言われましたよ。言うんは自由です。でも全く行政と関係ない組織を、ぽんと行政の組織の仕組みの中に入れちゃったら絶対駄目ですって。入れたくてもやったらあかんです、これ。」